

物 品 売 買 契 約 書

鹿沼市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、乙が、〇〇〇を甲に売り渡し、甲が買い受けることについて、次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|------------------------|
| （1）品 名 | 〇〇〇（〇〇〇個） |
| （2）契約金額 | 〇〇〇円 うち取引に係る消費税相当額〇〇〇円 |
| （3）納入期限 | 〇年〇月〇日 |
| （4）納入場所 | 鹿沼市〇〇〇 |
| （5）契約保証金 | 免除 |

（納入の通知）

第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知しなければならない。

（検査）

第3条 甲は、物品の納入を受けたときは、遅滞なく検査を行わなければならない。

- 検査の結果、不良品があるときは、乙は、当該不良品を直ちに引き取り、甲の指定する期日までに良品を納入するものとする。この場合における納入については、前条及び前項の規定を準用する。
- 検査に合格したときは、甲は、物品を受領し、直ちに受領書を乙に交付するものとする。
- 物品の検査に必要な費用及び検査のため変質し、消耗し又は毀損した物品の損失は乙の負担とする。

（危険負担）

第4条 前条第3項の受領の前に生じた物品の亡失、毀損等は、全て乙の負担とする。

（追完請求権）

第5条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という）は、甲は、乙に対し、当該物品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課すものでないときは、甲が請求した方法とは異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 契約不適合が、甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は履行の追完を請求することができない。

（契約金額減額請求権）

第6条 契約不適合のある場合であって、甲が相当の期間を定めて乙に対して履行の追完を催告したにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。この場合において、履行の追完が不能であるとき又は乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、甲は、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

（準用）

第7条 前2条の規定は、債務不履行による損害賠償の請求並びに催告による解除及び催告によらない解除権の行使についても準用する。

（買主の権利の期間制限）

第8条 乙が、契約不適合の物品を納入した場合において、甲が不適合を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の

減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が納入のときに契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りでない。

(契約金額の支払)

第9条 甲は、検査が完了し、物品を受領した後、乙からの適法な支払請求書を受領した日から起算して30日以内に乙に対して契約代金を支払うものとする。

(支払遅延に対する遅延利息)

第10条 甲の責めに帰する事由により、前条に規定する支払期限までに契約代金を乙に支払わない場合は、甲は乙に対して遅延利息を支払うものとする。

2 前項の遅延利息の額は、未受領金額に係る遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額とする。

(納入遅延に対する遅延違約金)

第11条 甲は、乙が第1条に定める納入期限までに物品を納入しない場合は、乙に対して違約金を請求することができる。

2 前項の違約金の額は、未受領の物品の割合を契約金額に乗じて得た額について、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額とする。

(買主の解除権)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、催告なしにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

(1) 乙が第1条に定める納入期限又は第3条第2項若しくは第6条の規定により甲の指定する期日までに良品を納入しないとき。

(2) 乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めたとき。

(3) 乙から契約解除の申出があったとき。

(4) 乙が契約の履行について不正の行為をしたとき。

(5) その他乙がこの契約に違反したとき。

(費用の負担)

第13条 この契約締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の解決)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

契約年月日 ○年○月○日

甲

乙